

4 推進体制

親会社である株式会社エナリスに電源開発業務、電源獲得業務、需給管理業務、EMSの普及業務を委託し計画を推進します。

5 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表方法

公表の有無	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無
公表方法		

6 電源構成の公表状況

公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
公表方法	自社ホームページにて公表 http://eneres-pm.co.jp/power_supply.html	

7 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置

・2018年より環境配慮型メニューの提供を開始、引き続き環境意識の高い需要家の獲得を推進します。
 具体的には、再エネ電源+FIT+環境価値利用にて実質再エネ100%の電力を供給、また、温対法に基づく調整後排出係数を段階的に削減またはゼロとなるよう非化石証書等を使用します。
 ・需要量に応じて、経済合理性のある価格水準で非FIT電気の再生可能エネルギー電気を獲得できることをめざし、電源獲得活動を実施します。”

RE100に 対応した 電気の供給	対応の可否	<input type="radio"/> 対応可	<input checked="" type="radio"/> 一部対応可	<input type="radio"/> 対応不可
	備考			

8 電気の供給に伴い排出される1kWh当たりの温室効果ガスの量及び抑制計画

排出係数種別	前々年度	前年度	当年度	長期目標	
	年度	2019年度	2020年度	2030年度	
	実績値 [kg-CO ₂ /kWh]	実績値 [kg-CO ₂ /kWh]	計画値 [kg-CO ₂ /kWh]	計画値 [kg-CO ₂ /kWh]	
基礎排出係数		0.454	0.499	0.433	
把握率 (%)		99.70	—	—	
調整後排出係数		0.531	0.526	0.392	
メニュー別排出係数	ノンカーボン		0.000	0.000	—
	RE100		0.136	0.136	—
	カーボンライト0.4		0.400	0.400	—
					—
					—
					—
					—
					—
					—
前々年度の排出係数に対する前年度の排出係数の増減理由	調達元の電源の係数が低かったため、前年度よりも係数が減少しました。				
排出係数の抑制措置のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・需要家に対し、EMSの導入を促すことで、使用電力量の削減を図る。 ・2018年より環境配慮型メニューの提供開始。（再エネ電源+FIT+環境価値利用にて実質再エネ100%）また、温対法に基づく調整後排出係数を段階的に減減またはゼロとなるよう非化石証書等を使用し環境意識の高い需要家の獲得を推進。 ・非FITの再エネ電源獲得活動の実施。 				

9 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量

排出区域	前々年度	前年度	当年度
	年度	2019年度	2020年度
	実績値 [t-CO ₂]	実績値 [t-CO ₂]	計画値 [t-CO ₂]
全国総量		2140239	2140239
市内		97857	97857

(A4)

10 電気の調達実績

調達実績	前々年度		前年度	
	年度		2019年度	
	調達電力量 [kWh/年]	構成比 [%]	調達電力量 [kWh/年]	構成比 [%]
調達電力量 (総量)		—	11641950	—
再生可能エネルギー (FIT電気除く)			10570	0.09
太陽光			411	0.00
風力			10159	0.09
水力			0	0.00
その他 ()			0	0.00
再生可能エネルギー (FIT電気)			411053	3.53
太陽光			118903	1.02
風力			0	0.00
水力			0	0.00
その他 ()			292150	2.51
未利用エネルギー			2073	0.02

11 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等

項目	前々年度		前年度	
	年度		2019年度	
	実績値 [t-CO ₂]		実績値 [t-CO ₂]	
削減相当量				11759

12 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達の促進に係る取組の実施状況及び計画

”・2018年より環境配慮型メニューの提供を開始、引き続き環境意識の高い需要家の獲得を推進します。
 具体的には、再エネ電源+FIT+環境価値利用にて実質再エネ100%の電力を供給、また、温対法に基づく調整後排出係数を段階的に削減またはゼロとなるよう非化石証書等を使用します。
 ・需要量に応じて、経済合理性のある価格水準で非FIT電気の再生可能エネルギー電気を獲得できることをめざし、電源獲得活動を実施します。”

13 その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置

今後、検討してまいります。